

愛川町教育委員会

平成20年3月26日

## 愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成20年3月26日(水)  
午前 9時30分から午前10時47分
- 2 会議場所 愛川町文化会館3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について  
日程第2 前回会議録の承認について  
日程第3 教育長報告事項について  
(1) 教育長報告事項  
(2) 平成20年3月議会定例会について  
日程第4 学校教育法施行細則の一部改正について(議案第11号)  
日程第5 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について(議案第12号)  
日程第6 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について(議案第13号)  
日程第7 愛川町立公民館長の任命について(半原公民館)(議案第14号)  
日程第8 愛川町立公民館長の任命について(中津公民館)(議案第15号)  
日程第9 愛川町青少年指導員の委嘱について(議案第16号)  
日程第10 愛川町文化財保護委員の委嘱について(議案第17号)  
日程第11 愛川町体育指導委員の委嘱について(議案第18号)  
日程第12 その他
- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之  
委員長職務代理者 三好容子  
教育委員 足立原 威  
教育委員 八木 一郎

教育長

熊坂直美

5 欠席委員 なし

6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	齋藤隆夫
生涯学習課参事兼課長	相野谷 茂
教育総務課長	河内 健二
スポーツ・文化振興課長	大貫 佳孝
教育開発センター指導主事	佐藤 千代乃
教育総務課副主幹	佐藤 貴

---

◎開会

○（岡本委員長） 皆さん、おはようございます。先週の日曜日、彼岸も明けまして、いよいよ春めいてまいりました。それでは、ただいまから平成20年3月の定例教育委員会を始めたいと思います。

定例教育委員会を開催しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできないとされております。ただいまの出席委員は5人であり、定足数に達しておりますので、3月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。よろしく申し上げます。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますからご承知願います。

それでは、これより、日程に入ります。

---

◎日程第1

○（岡本委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第2

- （岡本委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） よろしいですか。では、質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

◎日程第3

- （岡本委員長） それでは、次に日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項について

（2）平成20年3月議会定例会について

以上、2項目については一括で説明をお願いいたします。

お願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（熊坂教育長） それから、もう一つの平成20年3月議会定例会でございますが、3月3日に始まりまして、昨日25日が最終日でございます。

3月の議会は、主としては、一般質問は当然あるわけですが、そのほかに予算の審議ということが主な内容になりますが、2月のときに概要をご説明いたしましたので、ご存じかと思いますが、すべて可決をされましたので、これをもって20年度の事業がスタートできるかなというふうに思っております。

次に、一般質問についてお話をしたいと思いますが、3月定例会では、比較的教育関係少なくて、3人の方からのご質問でございました。

まず井上議員については、中学校給食のアンケート調査結果について、どのように受けとめているかということ、それから教員の多忙化の現状と解消についてというご質問、それから熊坂弘久議員からは、ゆとり教育の評価と本町の今後の方向性についてという大きなそれから、渡辺議員からは、学校図書館についてということでご質問いただきました。

その答弁の内容等につきましては、次ページから記載がしてございますが、まず給食のほうに関係いたしましては、アンケート調査の内容についてお話をいたしました。

結果的には、一般町民のほうでは、男女とも給食をやっていくほうが望ましいという考えが過半数を若干超えているというようなことがございます。保護者にとりましては、もっと比率が高く、望んでいるという傾向がございます。子供たちのほうも中学2年生の場合には、それを望んでいるというような結果も出ております。

教職員のほうは、いろいろ学校の教育活動のことを考えると、今のままがよいというようなことも多く出ております。

そのような内容をお答えをし、町長のほうでは、この給食の検討委員会が答申をもとにこれから方向性を決めていくと、そういうような答弁をされておられました。

教員の多忙化については、そこに記載のとおりでございますが、文科省の調査によりまして、教職員の勤務の実態調査では、平日平均2時間を超える時間外がされていると、それでやっとなら学校が回っているんだというようなことも、実態もお話をしましたり、教育委員会としましても、前に委員の皆様からなるべく先生方に時間が生み出せるような方策をということもお話ございましたので、そのようなことでお答えをしております。

いずれにしましても、教職員の多忙化ということは、これからはますますいろんなところでふえてくるかという予測はするんですが、なるべく先生方が本来の教育活動に専念できるように、教育委員会でも知恵を出していきたいなということを

次に、熊坂弘久議員ののですが、ゆとり教育、報道でいろいろ言われています。ただ、文科省は正式にゆとり教育という言葉を使ったこともとないんですね。どうもいろんな点で今の論議が空すべりをしているということもお話をしましたし、一番もとになって考えるこれからの子供たちの資質を育てるには、じっくりやっぱりゆとりがある必要はあるんだというお話をさせていただきました。

それと同時に、ここで学習指導要領が改訂されますので、その趣旨を生かして教育を進めていきたいというお話をしまして、おおむねご理解をいただいたところであります。

愛川町で進めていますいろいろな内容のお話をしまして、特に3つの運動として行っています体験活動、それから情操体験と社会体験というようなことをもとにして、あいさつ運動だとか、それから読書運動だとか、5日間の職場体験を行っている、こういうものを継続させてやっていきたいというようなお話もいたしましたし、高校との連携も深めていきたいと、そういうようなことでお話をいたしました。

最後に、渡辺議員からは、学校図書館について、政務調査で各学校を回っていられるというので、いろいろな実態はつかんでいられる部分と、断片的なこともありますので、やや全体を見たときには違っているかなというようなこともありました。大きな点では、学校図書館図書整備5カ年計画のことがありましたので、本町でも20年度の予算からそれをしていきますというお話をいたしまして、理解をいただいたところでございます。

それと、今行っております読書の活動をさらに進めていきたいということでお話をいたしました。

なお、議会とは直接関係ないのですが、愛川東中学校が来年度文科省の読書活動推進校としての表彰を受けることが決まっております。

そんなことで、愛川町全体の読書活動については、全国的に見れば推進が図られているのかなということを考えております。

以上、2点につきましてご報告といたします。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。

始めに、（1）教育長報告事項について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

○（熊坂教育長） 1点つけ加えをよろしいでしょうか。

○（岡本委員長） はい、では、教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） 3月10日に新採用になります初任者の面接をいたしました。事務職2名を含めまして11名ということでございました。

ただし、おとといになりまして、1名が残念ながら免許の見込みだったものが取れなかったということが出てまいりまして、減ってしまいました。本当に残念なことですが、辞令交付のときに、したがいまして、1名減になっておりますので、ただし、広報のほうが、もう原稿が刷り上がっておりますので、訂正ができませんので残っておりますが、急遽おとといの夕方になりましてそういう事態になりました。臨任対応ということが出てまいります。ご承知おきをお願いしたいと思います。

○（岡本委員長） 何かご質問等ございましたらお願いします。はい、三好委員。

○（三好委員） 2月25日の中学校給食導入検討委員会の内容ですけれども、議会答弁の中にもありますということで、今簡単に読ませていただいたんですが、以前いただきましたアンケート調査結果を私たちもいただいておりまして、その内容を読ませていただいたときにこれほどのパーセントで完全給食化を望んでいるという感触が私の中になくて、その結果がどうなのかということが今のところ納得できないでおりますので、アンケート結果をもう一度よく見させていただいて、またお話を伺えたらなと思います。

もう一点ですけれども、3月18日のパートナープラン推進協議会の講演会があったと思いますが、出席する予定でしたけれども、都合で欠席をさせていただいたんですが、3回の事業結果ということが出ていると思いますので、その内容について教えていただきたいと思っています。

以上です。

○（岡本委員長） 教育長、お願いします。

○（相野谷参事兼生涯学習課長） 3月8日に、愛川パートナープラン、講演会ということで開催させていただきました。その参加者数が23人ということでありました。

内容は、「熟年期を楽しく生きるためのコミュニケーションとパートナーシップ」ということで、家族デザイン研究所の所長であります汐見和恵さんという方の講演でございました。

内容は、地域社会のなかでお互いを認め合うパートナーシップやコミュニケーションの大切さについて学んでいただいたもので、熟年期を楽しく生きるというそういったものの講演でございました。

それと、あと2月25日と2月29日に、パートナープラン交流集会ということで開催させていただきました。これは自分磨き講座、めざせ達人というテーマで行いまして、2月25

日につきましては、「めざせ！聞き上手」ということで、湘南話し方センターの所長さんであります松永弘忠さんという、その方の講演でございました。参加者が23人。

そして2月29日は、「めざせ！風呂敷達人」ということでございまして、これは風呂敷研究会会員の大森優子さんという方の講座及び実技でございました。参加者が25人です。

- （岡本委員長） ありがとうございます。  
よろしいですか。
- （三好委員） はい、ありがとうございました。
- （岡本委員長） ほかに何かご質問等……
- （八木委員） 1つよろしいですか。
- （岡本委員長） はい、八木委員、お願いします。
- （八木委員） お願いします。

今議会の報告の中の教育長の答弁の中にも述べております学校現場の問題ですね、その中で、特にここの何ページでしょうか、信頼関係を築くことが難しい保護者等云々って、これは一般論として、愛川町って意味じゃないんですがね、いろんなところで話聞きますと、今保険を学校の先生と、これまたちょっと話が飛躍しちゃいますが、学校の先生とお医者さんがとにかく保険をかける。

その保険というのは、自分の行為に対して、いわゆる今のこの世の中の風潮から、自分の権利や正当性を露骨に主張してくる人のために、それをフォローする保険ということで、学校の先生方も結構入っているというのをある雑誌で読んだりしているんですが、もちろん愛川ではそんなこと、難問というのではないと思いますが、かなり解決できないような、要するに保護者の言い方っていうんですか、言っている内容が、一般の常識として考えて全然議論にならないようなことに対しても、学校現場で先生方が対応しなきゃならないと、そういうふうな場面というのがこれから多くなるような気がいたします。

そういうフォローのために、恐らく私は現場を知りませんので、推測ですが、恐らく担任の先生に保護者からクレームがついた場合、先生が一生懸命自分で解決しようとして、もうそれでもだめなら当然上司に相談してやっているんでしょうけれども、ある意味では、学校現場の教師から離れた教育委員会の中にそういう場面の危機管理をするチームと申しますか、チームまでいかななくても、それは指導主事がいらっしゃると思うんですが、なかなか難しい、「うん」と言わないような保護者がいっぱいいる中で、ある程度教育委員会としてのフォロ



一を危機管理を考えておいたほうがいいのかなどという気もするんですが、先生方が個人で自分の教師としての仕事の内容に対して保険に入るなんていうことは、本当に我々一般人から見ると言語道断のような気がするんですが、ちょっとそんなこと目にしましたもので、愛川町の現状なんていうのはどんなものかなと思うんですが、おわかりになる範囲で。

○（岡本委員長）　じゃ、教育長、お願いします。

○（熊坂教育長）　今、八木委員さんおっしゃいましたような傾向はございます。校長会等でもそういう任意の保険のパンフレットが回っておりまして、何人入っていただけるかは、ちょっと詳細はつかんでおりませんが、そういう保険制度があるということは先生方も承知はしておられます。

愛川町の場合に、いろいろ問題等で、教育委員会もかかわりを持ってやっていく必要があるということが出てきた場合は、常設はしておりませんが、おおむねは次長をトップに関係課長、それから指導主事、相談員等がチームを組みまして、学校と相談をしながら支援に当たっておるところでございます。

なお、国のほうで、中学校区単位になるんでしょうか、まだ予算がはっきりしませんので出てきていないんですが、学校を応援する本部というものを中学校区単位で立ち上げていく方向性が出てきております。

これには、ですからいろいろトラブルのこともありますが、そのほかに学校の環境整備のための支援だとか、子供の教育活動へ対する支援だとか、いろんな組織を包含したような本部をつくる方向というのも出てきておりますが、ちょっとまだ定かではありませんので、愛川町ではそこまでまだ見込んでおりませんが、行く行くはそういうことも検討していく必要があるかというふうに思っております。

○（岡本委員長）　どうもありがとうございます。

はい、どうぞ

○（齋藤教育次長）　教職員は教育長言われたとおりなんですけれども、町の職員の中でも、管理職について、私なんかも保険入っています。一応何かいろいろ事件がありましたので、対応するに何かあるといけないので、今入っていますけれども。

○（岡本委員長）　ちょっといいですか。私なんかも経験上、退職後5年間ぐらいまでの対応の保険を校長会のみんな入ったんです。訴訟とかで、やめてからも来て、裁判費用とかそういういったのがかかるというので、お金をみんなで出し合ってやって、現実にかなりそういう問題が起こっています。

○（八木委員） だけれども、寂しい現実だね。先生方が保険入らなきゃならない……

○（岡本委員長） もっと深刻なお医者さんですよ。お医者さんは大変ですね。

○（八木委員） 本当に私も義理の弟が医者やっていますけれども、本当にそうらしい。診た  
くないという場面も出ちゃうというね……

○（岡本委員長） 大きな問題ですよ。

足立原委員、お願いします。

○（足立原委員） 若干関連すると思うんですけども、教職員がいらっしゃいますけれども、  
中にはいろいろそういう面で悩んでいらっしゃって、学校への勤務ができないとか、あるい  
は指導ができないとか、そういう教職員が本町にはいられるのか、またそれに対する、次長  
は対応、先ほどされているというような話ですが、悩み相談とかそういう窓口が若干開けて  
いると思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 今年度の場合は、そういうことで要求というのが、今の現在ではございま  
せん。ただ、過去には悩んで教員をやめてしまったという事例もございます。

今年度の初めですかね、お話ししたかと思いますが、新採用の方が、入学式を迎える前に  
もう既に耐えられないということで、おやめになった例がございます。

○（足立原委員） わかりました。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに何かありますでしょうか。

お願いします。

○（佐藤指導主事） 先生方のいろいろな悩みというところにつきましては、今3中学校に  
それぞれ、スクールカウンセラーが週1回配置をされております。スクールカウンセラーは  
お子さん、児童・生徒の対応だけではなくて、指導に悩む先生方の相談も受けとめていただ  
いているような状況もあります。

○（岡本委員長） カウンセラーは、各学校にいられるんですか。そうじゃなくて、複数校兼  
務ですか。

○（佐藤指導主事） 3中学校に週1回、35週分は県から配置をさせていただいておりますが、  
学校のほうがおおむね41週ございますので、残りの6週分は町から配置というふうな形を  
とっております。

小学校のほうにはスクールカウンセラーの配置はございませんので、小学校のご相談も応

じていただくような形で調整をしております。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに何かご質問。特によろしいですかね。

それでは、特に質疑ないようですので、教育長報告事項についてはご承認願いたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

---

◎日程第4～日程第6

○（岡本委員長） それでは、続きまして、日程第4、議案第11号 学校教育法施行細則の一部改正について、さらに日程第5、議案第12号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、日程第6、議案第13号 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正についての3議案につきましては、教育関連の規則の一部改正でありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○（熊坂教育長） ただいま議題となりました議案第11号、第12号、第13号につきましては、国の学校教育法等の改正に伴いまして、町の規則等を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○（岡本委員長） お願いします。

○（河内教育総務課長） それでは、議案第11号、12号並びに13号の3議案についてご説明させていただきます。

それでは、初めに、11号の学校教育法施行細則の一部改正についてということでございます。

この改正については、学校教育法などの関係の3法律の改正に伴い、学校教育法施行令が改正されましたので、本町の施行細則についても条文の整理と併せて改正をいたしたいということでもあります。

その中で、特にこの細則につきましては、2条第4号の改正条文中で、「盲者」の目の見えない方などの表現が「視覚障害者」に改まったということがまず1点ございます。

それから、あとは、法律の条文は同じでございますけれども、番号が変わったということによって一部の改正をさせていただくものであります。さらには、学校の指定変更というこ

とがこの細則の中にございまして、この指定変更にあたりましては、現状の中では愛川町指定学校変更基準を設けておりまして、この細則を受けまして、基準を内部規定の中で定めてございます。この基準に基づきまして、指定変更の申し出等が保護者からあった場合につきましては、対応いたしているところでございます。

その具体的な内容ということで二、三紹介させていただきますと、この指定変更にあたっては、学期の途中の住所の変更とか、あるいは小学校6年、中学の3年の最終学年のときに、その卒業するまでの間において住所等の変更があった場合は、その指定学校の変更を行うなどの手続を各保護者にさせていただいております。

そういったもろもろの指定変更が必要なことに対しまして、私どもがその申し立てを受けまして、その審査を行い、そしてその審査を行った結果ということで、指定の変更をいたしているということでありまして。内容等については、近隣の相模原並びに厚木市とある程度同じような歩調をとっていくがための例を一応掲げまして、その各関係条文等についても規定をさせていただきたいということでございます。

また、さらにはこの区域外就学ということでございますけれども、これは例えば本町以外に、例えば厚木市とか相模原とか清川とかそういったところに転出する場合や逆にそういう町外から愛川町に転入してくる場合の区域外の就学についてのそのような手続についてもこの細則に定めておりますので、その実際の事務の取り扱い等について、先ほど申し上げたようなことで、指定変更と同様に私ども教育委員会が処理をしております、その関係資料等の提出にあたっての事務の手続上の面で、厚木、相模原と類するようところで手続をしいこうということで、その基準等を具体的な対応方法を要綱としまして、整備をさせていただくものであります。その内容等についてこの細則の一部を改正いたしたいということでございます。

それで、お手元に、お配りさせていただいたよ愛川町学校教育法施行規則細則の一部を改正する規則ということで、各条文等の整備をさせていただいたものが別紙として作成し配布いたしましたものでございます。

詳細等につきましては、新旧対照表を別添に用意をさせていただいておりますので、改正前と改正後の比較をいたしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案の第12号でございまして、愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正でございます。

この改正内容等につきましても、議案第11号と同様に学校教育法等の改正等がありましたことに伴いまして、それぞれの関係の規則の改正をさせていただくものでございます。

その中で、特にこの管理運営に関する規則につきましては、本日、席上に配付をさせていただいておりますが、一部を改正する規則ということで1枚のものと、それから新旧対照表ということで、改正前、改正後の比較を一覧にまとめさせていただいたものであります。

その中で、特に今回の法等の改正に伴いまして、学校評価というものを、位置づけがされまして、これが今までは、学校等におきましては自主的な評価を先生方が行っております。

また、評議委員等による評価もしていただいております。今回の改正では、学校自からが評価をしたものを公表しなければならないというこの規定が設けられたということによりまして、この条文の改正をしたいというのが主な内容でございます。

それで、その規則の内容については、学校評価第14条の4の2の1項、2項、3項、4項を新たに設けるものでございます。

あとは条文等の関係の法律等が改正されたことによって、条文等が変わっておりますので、その一部の改正をさせていただくものでございます。

続きまして、第13号でございますが、愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正でございます。

この点についても、やはりこの学校教育法の改正に伴いまして、今回本町の規則についても一部改正が必要となったということで提案させていただくものでございます。

その主な内容等といたしましては、お手元に配付をさせていただきました愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則ということで、改正前、改正後の新旧対照表として作成しましたので、ご覧いただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、この教育長に対する事務の委任ということでございまして、特に教育委員会において教育長に委任できない事務の明確化が基本的にされたということと、教育委員会のあり方的なものが議論をされ、教育委員会の責務の強化をしようといったことから、新たに教育委員会が付議すべき内容等の拡大について明確化されたことから、本町においても付議内容の条文を追加するため、規則の一部の改正を行うということでございます。

従来は教育委員会に諮り決定いただくのは、規則のみであったわけですがけれども、それに加えまして、規程関係についても議案として教育委員会の付議し、議決を得るような方法をとることが新たに加わったものでございます。

また、併せまして、条文に1号を加えるということですが、最後の20号になりま

すが、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関することの条文を新たに加えるものであります。内容であります教育委員会が、私どもの事務局等が行う事務の管理とか、また、その執行等の状況について、教育委員会として、点検等を行っていただくとともに、それに対する評価をしていただくということが位置づけされたことによるものであります。この条文を加え、教育委員会の今後の運営等に当たりまして、その責任の明確化がさらに加わったということをご理解をいただきたいということでございます。

今回の改正をさせていただくものとしたしましては、基本的には総体的に学校教育法等の関係、法令等が改正されたこと等に伴っての3つの規則を改正させていただくものでございます。

以上が説明でございます。

○（岡本委員長） 説明は以上であります。

では、これより質疑に入ります。

何かご質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

○（八木委員） ちょっと1つよろしいですか。

○（岡本委員長） 八木委員、お願いします。

○（八木委員） ちょっと文言がわからないので、学校の管理運営に関する新旧対照表の中で、学校評価というところがそこに新しくずらっと掲げられておりますが、自らが評価するということはわかるんですが、14条の4の2のところに、校長がその云々で、自分の学校についてまず自分で評価するっていうことですか、これは、1つ目が、そうじゃないのかな。

それで、その評価を行うに当たっては、項目はもちろん校長さんがつくと、その下いくと、校長は、今度はその自分の学校に対して教職員以外の学校の保護者とか学校関係者に評価をしてもらってその結果を公表すると、こういうような意味になっていますよね。それ何だろう、校長、自分で自分の学校を評価するっていう意味ですか、一番上のほうは。3番目はわかるんですが。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 学校評価につきましては、1つは義務づけがされたのが、学校独自の自己評価というものでございます。

それから、もう一つが外部評価という2種類でございます。

従来は公表等の義務づけがされておりましたので、各学校、自分の学校の実態にあ

った形で項目を設定をし、評価は実際ほとんどの学校で行われていると。ただ、今度はこういう義務づけができましたので、きちっとやらなければいけないということと、それを公表していくということが義務づけになりました。

なお、国では評価のガイドラインというようなものを出しておりますので、各学校がそれを参考にして項目等は育てております。

以上でございます。

- （岡本委員長） 続いて、どうぞ八木委員。
- （八木委員） わかりました。外部評価と、もちろん自己評価があるわけなんです、学校の先生方もやっぱり本当は自己評価のほうでしたほうがいいような気がするんです。入っていますか。
- （熊坂教育長） 学校の自己評価という内容でございますが、教員すべてが同じものを使って、実際やります。それをまとめて公表するわけですが、各学校ではそれをもとにして次年度の計画を立てるときに改善を要するものは改善をしていくとそういうシステムで現在動いております。
- （八木委員） わかりました。
- （岡本委員長） よろしいですか。  
ほかに何かがご質疑ございますか。
- （八木委員） もう一点。
- （岡本委員長） どうぞ、八木委員。
- （八木委員） 今度次のほうの、教育長に対する事務委託の中で、当然やっぱり今、それと関連するわけですが、1つ文言が加えられたというので、やっぱり1つ事業をやることに對して、いつも達成度とか、あるいはその成果とかそういうものに対して点検したり、評価していく、そういうシステムというのはよくわかります。その繰り返しがやっぱり次へ進んでいくもとなるということ、教育長さんもこういうふうな形で、教育委員会の全体とかいろんな評価ということになってくると、私ども、教育委員としても本来は1年間、果たして何か教育のために自分たちが貢献できたことがあるのかなってということも評価するのいいんじゃないかなと思ったりしますんですがね。これは法律とは別にです。
- （熊坂教育長） よろしいでしょうか。
- （岡本委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） 実は、前にちょっとお話ししたかと思いますが、ここ一連の教育改革の中

で、教育委員会の改革というようなことも出ておまして、教育委員会で行う事業等の評価を議会へ報告しなければいけないという位置づけがなされております。

これは21年度からということですが、具体的にどうしていくかということは今 的にもいろいろ研究しておまして、また方向性が出ました段階で教育委員さん皆さんからご意見をいただき、町としてはこういうふうなものをやっていくというものをお決めいただきたいというふうに思っておりますが。

○（八木委員） わかりました。

○（岡本委員長） ほかに何かありますか。

三好委員。

○（三好委員） 学校評価に伴うことでお聞きしたいんですけども、学校評議委員という制度が導入されていて、校長の判断でその構成員は決められていくということで理解をしておりますが、このような改正後の状況に当たっては、その評議委員を選ぶという校長独自の独創性というか、そういうものが失われていくのではないかなという懸念を持つんですけども、いかがでしょうか。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 実は、学校評議委員制度は、大分前にスタートをしておまして、そこで各学校で評議委員を選ぶ際の基本的な事項が定められております。

地域でその学校をよく見ていただく方というようなことで規定がありますが、今回はそれは変更する予定はございませんので、今までどおり校長先生がこの方というようなことをお考えいただき、決めていただくことになるかというふうに思っています。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに何か。ほかに質疑どうでしょう、よろしいでしょうか。

じゃ、質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第4、議案第11号 学校教育法施行細則の一部改正についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第4、議案第11号 学校教育法施行細則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第12号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第5、議案第12号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第13号 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第6、議案第13号 愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。どうもありがとうございます。

では、ここでちょっと暫時休憩に入りたいと思いますので、ちょっとよろしく願います。

---

(休 憩)

---

◎日程第7～日程第8

- (岡本委員長) 次に、日程第7になりますね、議案第14号 愛川町立公民館長の任命について(半原公民館)、日程第8、議案第15号 愛川町立公民館長の任命について(中津公民館)、以上2議案を一括議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育長。

- (熊坂教育長) 愛川町立公民館長の任期は1年ということになっております。したがって、次年度の半原公民館、中津公民館の館長につきましてご審議をいただくわけですが、

中身につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○（岡本委員長） では、課長、よろしくお願いたします。

○（相野谷参事兼生涯学習課長） それでは、議案第14号 愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）、そして議案第15号 愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）について一括で説明させていただきます。

館長の任命につきましては、愛川町立公民館条例第4条に基づき任命するものでございます。

任命予定者は、半原公民館長に愛川町中津1554番地齋藤隆夫氏、現教育次長でございます。60歳。

それと、中津公民館長には、愛川町半原2499番地木藤美智子氏、61歳でございます、現中津公民館長でございます。

まず、半原公民館長の任命予定者につきましては、公募等によりまして募集いたしましたが、応募者がございませんでした。そこで、館長として適任者を捜していたところ、齋藤教育次長がこの3月31日をもって教育委員会を定年退職すること、そして以前生涯学習課に在籍しており、生涯学習に精通していることや、町内や地域の実情に詳しいこと、さらに人格円満であることから適任と判断いたしまして、レポートの提出をしていただき、内容を審査し任命予定者とさせていただきます。

次に、中津公民館長の木藤美智子氏でございますが、人格円満で、生涯学習に豊かな識見を有し、町内や地域の実情に詳しいことから引き続き任命いたしたいと存じます。

なお、愛川町立公民館長に関する事務取り扱い要綱から、身分につきましては非常勤職員、任命期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までといたしたい。

また、勤務形態につきましては、基本的には勤務日数月12日、1日6時間勤務、報酬は愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例並びに同条例施行規則の規定に基づき支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○（岡本委員長） 説明がございました。

これより質疑に入りたいと思います。

何かご質疑、ご意見等があったらお願いたします。

特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長）ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長）ご異議ないものと認め、よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第7、議案第14号 愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）の採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長）ご異議ないものと認めます。

よって、日程第7、議案第14号 愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第15号 愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）の採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長）ご異議ないものと認めます。

よって、日程第8、議案第15号 愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9～日程第11

- （岡本委員長）次に、日程第9、議案第16号 愛川町青少年指導員の委嘱について、それから日程第10、議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、日程第11、議案第18号 愛川町体育指導委員の委嘱について、以上3議案が関連がございますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育長。

- （熊坂教育長）ただいま議題となりました愛川町青少年指導員、愛川町文化財保護委員、愛川町体育指導委員につきましては、任期が2年でございます。平成20年4月1日から2年間の委員につきましては、担当のほうからご説明申し上げますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

- （岡本委員長）課長、お願いします。

- （相野谷参事兼生涯学習課長） それでは、議案第16号の愛川町青少年指導員の委嘱について説明させていただきます。

愛川町青少年指導員につきましては、愛川町青少年指導員に関する規則第4条の規定により、定数が25名、同規則第5条で、任期が2年とされております。

現愛川町青少年指導員は、本年3月31日をもって任期が満了となりますことから、本年4月1日以降2年間新たに委嘱する必要がありますので、委員の推薦をいただく行政区の区長及び小中学校の校長に依頼をいたしまして、その結果、委嘱予定者はお手元の名簿のとおりでございます。

なお、委員の新任と再任の状況であります、新任が15名、再任が10名でございます。説明は以上でございます。

- （岡本委員長） 続いて、説明をお願いします。

- （大貫スポーツ・文化振興課長） それでは、日程第10 議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。

愛川町文化財保護委員につきましては、愛川町文化財保護条例第13条第3項で定数が7名、同条第4項で委員の任期は2年と規定されております。

現在の愛川町文化財保護委員につきましては、この3月末をもって任期満了となりますことから、本年4月以降2年間新たに委嘱する必要があるわけでございます。

お手元に配付してある委員さんについて委嘱をさせていただきたく、ご提案させていただくわけでございます。

なお、委員の構成につきましては、全員再任ということでありまして、委員さんの識見、実績等に関しまして適任者でございますので、お認めいただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第11、議案第18号 愛川町体育指導員の委嘱について説明させていただきます。

愛川町体育指導委員につきましては、愛川町体育指導員に関する規則第3条の規定で定数が23人、第4条で任期が2年と規定されております。現在の体育指導委員につきましては、この3月末日をもって任期満了となりますことから、本年4月以降2年間新たに委嘱する必要がありますので、それぞれの委員の推薦を行政区の区長さんへご依頼申し上げまして、その結果がお手元の名簿となっておりますわけでございます。

なお、委員の新任、再任の状況でございますが、新任が12名、再任が11名でございます。

どうぞ委嘱についてお認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

- （岡本委員長） 説明ございましたので、これから質疑に入ります。

何かご質疑、ご意見等がありましたらお願いします。

特に質疑ございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） それじゃ、質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第9、議案第16号 愛川町青少年指導員の委嘱についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第9、議案第16号 愛川町青少年指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第10、議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第18号 愛川町体育指導委員の委嘱についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第11、議案第18号 愛川町体育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12

○（岡本委員長） 続きまして、次、日程第12のその他について、委員あるいは事務局等から何かございましたら、お願いしたいと思います。その他、何かございますでしょうか、委員の方。特によろしいですか。

三好委員。

○（三好委員） 先ほど半原公民館、中津公民館の館長さんの任命が行われ、認められたわけですけれども、その館長さんの登用規程というか、職務の内容等、そういうものについて教えていただきたいと思いますが、その理由は、特に中津公民館のほうはレディースプラザという名前をつけている状態で、女性の、特にDVの相談窓口ということをお聞きしたいということ、そういう認識で私もいたんですけれども、直接公民館長さんにお聞きしましたところ、明確な内容はありませぬというお返事でしたので、以前、前の館長さんからは何かそのようなことがありますよっていうことは聞いたんですが、その辺のところはちょっと明確になっていないということと、そういう相談窓口というか、そういうものが愛川町の中にいまだに明確になってきていないという、そういうところにちょっと危惧を感じておりますので、できればそのDV相談窓口というのが愛川町としてきちんと打ち出していただけるならばという思いがありまして、お聞きしたいと思います。お願いします。

○（岡本委員長） お願いします。

○（相野谷参事兼生涯学習課長） 中津公民館長の職務につきましては、愛川町立公民館長に関する事務取扱要綱に定められておまして、その職務として、公民館事業の企画・立案・運営に関する事、それから公民館事務に関する事、関係機関との連絡調整に関する事、そして利用団体との連絡調整に関する事、生涯学習推進のための助言に関する事ということ、その他教育長が必要と認めた事項となっておまして、この5つの項目が館長の職務となっております。

なお、DVの相談につきましては、館長には職務として与えられていませんが、その窓口は福祉サイドのほうでやっておまして、そこで相談があれば受け付けるようなことになっております。

以上です。

○（岡本委員長） 三好委員、よろしいですか。

○（三好委員） 今職務規定5項目お話をいただいたんですけれども、公民館祭りとか、そう

いうところを女性が大半を占めていたという報告もあり、女性が利用しやすいということや、それから館長室はないものの応接室があったりして、相談も受けられるのではないかなと思うんですけども、そういう規定5項目の中にプラス一步前進して、DVの相談窓口を受け持つというようなことは将来的にはお考えになっていないのでしょうか。

○（岡本委員長） はい、どうぞ。

○（相野谷参事兼生涯学習課長） DVの相談関係につきましては、生涯学習課だけの対応ではできませんので、その件に関しましては、民生部とよく協議しまして、今後検討してまいりたいと思います。

○（岡本委員長） はい。

○（三好委員） 生涯学習課がパートナープラン推進協議会を行っているわけですので、その意味合いは大きいと思うんですよね。福祉サイドももちろん、子供の虐待とかそういうところからDVが発覚したりいたします。それから、住民課の相談室、相談窓口というのかな、そういうのもあるというふうに承っておりますが、いろいろなところにありますよということの状態が長く続いているんですね。せっかくその男女共同参画社会を目指すというパートナープラン推進協議会もある中で、前進がないというところを非常に残念に思っているのもう少しきちんとした取り組みというものが出てきてもいいのではないかなと思うんですね。

愛川町の現状では、DVの被害女性がふえたとか、減ったとか、そういうところはちょっと把握を私はしていないんですが、新聞紙上によると非常にふえてきているという、そういう報道が最近もありました。愛川町でもきちんと聞く耳を持っていくと、相当あるとは思いますが。女性の意識の中に、自分はDVを受けているというか、人権を侵害されているという意識を持たない女性、こんなことぐらい当たり前と思っている女性もいるぐらいですので、そういうところをきちんと対応していくためには、対応窓口というものを明確にしておくほうがいいのではないかなと思っているんですね。これは町全体としての問題だと思いますので、ぜひ口を開いていただいて、大きく取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○（岡本委員長） ちょっと私全然わからないで、公民館というと、中津公民館と半原公民館というのが正式名称なわけですね。公民館なんですね。レディースプラザというのは、その公民館を利用して、別の団体がやっているということなんですか。何ですか。公民館……

○（相野谷参事兼生涯学習課長） 愛称みたいなものです。

○（岡本委員長） 愛称ですか。

- （齋藤教育次長） 条例上は公民館。
- （熊坂教育長） ですから、中津公民館も男性が利用してはいけないということはないんですが、主として女性が利用しやすいようにということで、そういう愛称をつけております。  
 したがって、多分利用団体は8割から9割方女性じゃないかというふうには思って…  
 …
- （岡本委員長） 公民館というものの、何ていうんですか、役割というのがあると思うんですよ。それは女性とか男性とかでなくて、公民館という、その辺がちょっと、確かに女性が利用しやすいということでいいと思うんですけれども、何か誤解を招くような、あるのかなという、何かその辺であいまいなというか、窓口とかもあいまいな形になってしまうのかなというちょっと思いもしないわけではない、ちょっとお聞きしたんですけれども。
- （八木委員） 半原の公民館はラビンプラザという名前ですからね、逆にレディースプラザは、女性に限定のような錯覚があると男女がばらけちゃうような感じるんですけども。
- （岡本委員長） ねらいは利用しやすいこと。要するに利用をうんとしてほしいというところだと思うんですけれどもね、わかりました。ちょっと今までレディースプラザと公民館で頭の中ごちゃごちゃしてわからなかったもので、わかりました、なるほどね。
- （八木委員） ですけども、ごめんなさい、雑談的になっちゃうけれども中津のほうの人のほうが、やっぱり積極的ですね。私なんか向こうに住んでいるから、これから齋藤さん、ラビン来られてもわかるけれども、本当に上段の方が人が少しいる程度、余り女性もいないし、周り見るとみんな仕事しちゃっているからね、そんなところ行ってられねえやという感じなわけ。こっちのほうが開けているというか、ある意味では積極的なのかね。それはここで言う問題ではないんですけれども、そういうふうな感じがします。
- （三好委員） ラビンプラザの移動サロン、子育て支援の中の移動サロン、それが大分定着してきて、人数がふえてきているということで、それは2週間に1回かな、金曜日ごとに実施されていると思うんですけれども、身近なところでの子育て支援を受けたいということでは、ラビンは物すごくいい拠点になると思うんですね。まだ、その普及していないという事実があるので、まだ利用が少ないと思うんですけれども、レディースプラザのほうでの移動サロンは、本当に人数が多くなってきているということですので、なるべく地域密着型というか、地域に近いところの子育てサロンというものをつくっていききたいということでは、私は半原地域のほうにラビンプラザ半原公民館があって、そこを移動サロンの先に使っているということ、すごくいいことだと思うんですが、もっと活用の仕方というものが皆さんに



わかっただけるといいなと思いますけれども。

○（岡本委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） やっぱり私も中津地区に住んでいるんですけれども、レディースプラザというのは、あるということはみんな承知しているんですけれども、確かに男性の意識というのは余りないですね。

それで、レディースですからね、それで私も区長をやったんですけれども、そういう中でも余りそういう言葉も出てこないですね。

それから、今支所がありますね、半原の。そういう、そこでの事務を、厚木なんかやっているんですが、公民館に少し持たせると、それはちょっと窓口が違うかもしれませんが、男性が結構利用する、あるいはほかの一般の人が行く、そういう場所になるんじゃないかと思うんですね。

大変、町の組織としては、そんなに必要ないよということもあるかもしれませんが、そこに少しこういう事務も持たせるようにしていくと、利用が結構、男性も大いに行くんじゃないかなという感じもするんですが。

○（岡本委員長） どうぞ、次長。

○（齋藤教育次長） 実は今の話ね、私が住民課にいるときにそういう話があったんですよ。たまたま中津は戸籍事務持っているんですよ。戸籍事務を持ちながら、本庁と同じような対応ができないので、交付だけを発行するのはいいんですけれども、出張所と公民館の職員を一緒にしちゃって、統合しちゃって、公民館でそういうものもできるような形にしたかったんですよ。結局、戸籍の事務があるから、やっぱり別にしておかないといけないのかなということになっちゃって、半原の出張所は、半原の住民が本庁までくるのが遠くですから、ちょっとなくすわけにいかないということで、いろいろやったんですけれども、過程の中ではそういうような相談もしましたし、本当は、出張所は、住民票だとか印鑑証明だとかそういうものを発行することはあそこでも可能なんですよ。

○（足立原委員） 厚木はやっていますからね。

○（齋藤教育次長） 厚木市はやっているんですよ。

○（熊坂教育長） 愛川町は、戸籍自体をあそこで管理しちゃっているって……

○（齋藤教育次長） 今度集中になれば……

○（熊坂教育長） そうですね、それは集中になれば

○（岡本委員長） 大分ちょっと話がいろいろになりましたけれども、そろそろ時間もまいり

ましたので、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。

以上をもちまして、議事のすべてが終了しましたので、閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ありがとうございました。